

小林和恵法律事務所 弁護士報酬基準一覧

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
法律相談等	1 法律相談	初回市民法律相談料 30分ごとに5250円以上1万5000円以下	
		一般法律相談料 30分ごとに5250円以上2万6250円以下	
2 書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは10万5000円以上31万5000円以下	

民事事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
1 訴訟事件(手形・小切手訴訟事件除く)・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件	着手金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3000万円以下の場合 5%+9万円 3000万を超え3億円以下の場合 3%+69万円 3億円を超える場合 2%+369万円 ※着手金の最低額は10万5000円	①
	報酬金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合 16% 300万円を超え3000万円以下の場合 10%+18万円 3000万を超え3億円以下の場合 6%+138万円 3億円を超える場合 4%+738万円	
2 調停事件及び示談交渉事件	着手金・報酬金	1に準ずる。 ※示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は1又は5の額の2分の1	
3 契約締結交渉	着手金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合 2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+3万円 3000万を超え3億円以下の場合 0.5%+18万円 3億円を超える場合 0.3%+78万円 ※着手金の最低額は10万5000円	
	報酬金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合 4% 300万円を超え3000万円以下の場合 2%+6万円 3000万を超え3億円以下の場合 1%+36万円 3億円を超える場合 0.6%+156万円	
4 督促手続事件	着手金	事件の経済的利益が300万円以下の場合 2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+3万円 3000万を超え3億円以下の場合 0.5%+18万円 3億円を超える場合 0.3%+78万円 ※訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする ※着手金の最低額は5万2500円	
	報酬金	1又は5額の2分の1 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求する	
5 手形・小切手訴訟事件	着手金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合 4% 300万円を超え3000万円以下の場合 2.5%+4.5万円 3000万を超え3億円以下の場合 1.5%+34.5万円 3億円を超える場合 1%+184.5万円 ※着手金の最低額は5万2500円	

		報酬金	事件の経済的利益が 300万円以下の場合 8% 300万円を超え3000万円以下の場合 5%+9万円 3000万を超え3億円以下の場合 3%+69万円 3億円を超える場合 2%+369万円	
6 離婚事件	調停 交渉	着手金 報酬金	それぞれ21万円以上52万5000円以下 ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1による	
	訴訟	着手金 報酬金	それぞれ31万5000円以上63万円以下 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1による	
7 境界に関する事件		着手金・報酬金	それぞれ31万5000円から63万円の範囲内 ※1の額が上記の額より上回る場合は、1による	②
8 借地非訟事件		着手金	借地権の額が5000万円以下の場合 31万5000円以上52万5000円以下 借地権の額が5000万円を超えるの場合 上記の「標準となる額」に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額	③
		報酬金	申立人の場合 【申立の認容】 借地権の額の2分1を経済的利益の額として、1による 【相手方の介入権認容】 財産上の給付の額の2分の1を経済的利益の額として、1による 相手方の場合 【申立の却下又は介入権の認容】 借地権の額の2分1を経済的利益の額として、1による 【賃料の増額の認容】 賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による 【財産上の給付の認容】 財産上の給付の額を経済的利益として、1による	
9 保全命令申立事件 ※本案事件と併せて 受任したときでも本案 事件とは別事件となる		着手金	1の着手金の額の2分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、3分の2 ※着手金の最低額は10万5000円	
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たとき 1の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したとき 1の報酬金に準じる	
10 民事執行事件 ※本案事件と併せて 受任したときでも本案 事件とは別事件となる	民事執行	着手金	1の着手金の額の2分の1 ※着手金の最低額は5万2500円	
		報酬金	1の報酬金の額の4分の1	
	執行停止	着手金	1の着手金の額の2分の1 ※着手金の最低額は5万2500円	
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1	

11-1 破産・会社整理・特別清算・会社更生の申立事件	着手金	(1)事業者の自己破産 負債額の1% ※着手金の最低額は52万5000円 (2)非事業者の自己破産 21万円以上(詳細は別紙) (3)自己破産以外の破産 負債額の1% ※着手金の最低額は52万5000円 (4)会社整理 負債額の1% ※着手金の最低額は105万円 (5)特別清算 負債額の1% ※着手金の最低額は105万円 (6)会社更生 負債額の1% ※着手金の最低額は210万円
	報酬金	11に準ずる。(この場合の経済的利益の額は配当資産、免除債権額、延払いによる利益等を考慮して算定する)但し、前期(1)(2)の自己破産事件の報酬金は、免責決定を受けたときに限る
11-2 民事再生事件 ※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※民事再生法235条に基づく免責申立事件(免責異議申立事件を含む)の着手金は、右の着手金(2)(3)の2分の1、報酬金は右の報酬金の算定方法を準用する	着手金	(1)事業者 負債額の1% ※着手金の最低額は105万円 (2)非事業者 31万5000円以上(詳細は別紙) (3)小規模個人及び給与所得者等 31万5000以上(詳細は別紙)
	執務報酬	再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める
	報酬金	11に準ずる。(この場合の経済的利益の額は弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続利益等を考慮して算定する。なお、具体的算定にあたっては、執務報酬の額を考慮する。)但し、再生認可決定を受けたときに限る
12 任意整理事件(11の各事件に該当しない債務整理事件)	着手金	(1)事業者の任意整理 負債額の1% ※着手金の最低額は52万5000円 (2)非事業者の任意整理(詳細は別紙)
	報酬金	イ 事件が清算により終了したとき (1)弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額(債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価格。以下同じ)につき 500万円以下の場合 15% 500万円を超え1000万円以下の場合 10%+25万円 1000万円を超え5000万円以下の場合 8%+45万円 5000万円を超え1億円以下の場合 6%+145万円 1億円を超える場合 5%+245万円 (2)依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資につき 5000万円以下の場合 3% 5000万円を超え1億円以下の場合 2%+50万円 1億円を超える場合 1%+150万円 ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イ ロ に定めるほか、相応の報酬金を受ける
13 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	着手金	1の着手金の額の3分の2の額 ※審尋又は口頭弁論等を経たときは、11に準ずる ※着手金の最低額は10万5000円
	報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額 ※審尋又は口頭弁論等を経たときは、11に準ずる

刑 事 事 件

1 起訴前及び起訴後 (第一審及び上訴審を いう。以下同じ)の事 案簡明な刑事事件	着手金	それぞれ21万円以上52万5000円以下	④
	報酬金	起訴前 【不起訴】21万円以上52万5000円以下 【求略式命令】上記の額を超えない額 起訴後 【刑の執行猶予】21万以上52万5000円以下 【求刑された刑が軽減された場合】上記の額を超えない額	
2 起訴前及び起訴後の 1以外の事件及び再 審事件	着手金	52万5000円以上	
	報酬金	起訴前 【不起訴】52万5000円以上 【求略式命令】上記の額を超えない額 起訴後 【無罪】63万円以上 【刑の執行猶予】52万5000円以上 【求刑された刑が軽減された場合】軽減の程度による相当額 【検察官上訴が棄却された場合】52万5000円以上	
3 再審請求事件	着手金	52万5000円以上	
	報酬金	52万5000円以上	
4 保釈・拘留の執行停 止・抗告・即時抗告・ 準抗告・特別抗告・拘 留理由開示等の申立	着手金・報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受ける	
5 告訴・告発・検察審査 の申立・仮釈放・仮出 獄・恩赦等の手続	着手金	一件につき10万5000円以上	
	報酬金	依頼者との協議により受ける	

少 年 事 件

1 家庭裁判所送致前及 び送致後	着手金	21万円以上52万5000円以下	⑤
	報酬金	【非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分】 31万5000円以上 【その他】21万円以上52万5000円以下	
2 抗告・再抗告及び保 護処分の取消			

裁判上の手数料

1 証拠保全(本案事件を 併せて受任したときで も本案事件の着手金 とは別に受ける)	基本	21万円に民事事件1により算定された額の10%を加算した額	
	特に複雑な又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者による協議により定める額	
2 即決和解(本手数料を 受けたときは、契約書 その他の文書を作成 しても、その手数料を 別に請求することはで きない)	示談交渉をしない 場合	経済的利益の額が 300万円以下の場合 10万5000円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下場合 0.5%+22万円 3億円を超える場合 0.3%+82万円	
	示談交渉を要する 場合	示談交渉事件として、民事事件の2、6ないし8による	
3 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同じ	

4 倒産整理事件の債権届出	基本	5万2500円以上10万5000円以下
	特に複雑な又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者による協議により定める額
5 簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判で事案簡明なもの)		10万5000円以上21万円以下

裁判外の手数料

1 法律関係調査(事実関係調査を含む)	基本	5万2500円以上10万5000円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万2500円以上10万5000円以下
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	10万5000円以上31万5000円以下
		経済的利益の額が1億円以上のもの	31万5000円以上
	非定型	基本	経済的利益の額が 300万円以下の場合 10万5000円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下場合 0.3%+28万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
		公正証書にする場合	上記の手数料に3万1500円を加算する
3 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	1万500円以上3万1500円以下
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	3万1500円以上5万2500円以下 ※内容証明送付後、交渉を要する場合は、示談交渉事件として民事事件の2、6ないし8による
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額 ※内容証明送付後、交渉を要する場合は、示談交渉事件として民事事件の2、6ないし8による
4 遺言書作成	定型	10万5000円以上21万円以下	

	非定型	基本	<p>経済的利益の額が 300万円以下の場合 21万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+17万円 3000万円を超え3億円以下場合 0.3%+38万円 3億円を超える場合 0.1%+98万円</p>
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万1500円を加算する
5 遺言執行		基本	<p>経済的利益の額が 300万円以下の場合 31万5000円 300万円を超え3000万円以下の場合 2%+24万円 3000万円を超え3億円以下場合 1%+54万円 3億円を超える場合 0.5%+204万円</p>
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
		遺言執行に裁判手続きを要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求する
6 会社設立		設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	<p>資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資が 1000万円以下の場合 4% 1000万円を超え2000万円以下の場合 3%+10万円 2000万円を超え1億円以下場合 2%+30万円 1億円を超え2億円以下の場合 1%+130万円 2億円を超え20億円以下の場合 0.5%+230万円 20億円を超える場合 0.3%+630万円 ※最低額は合併又は分割については210万円、通常清算については105万円、その他の手続きについては10万5000円とする</p>
7 会社設立等以外の登記等		申請手続	<p>1件 5万2500円 ※事案によって増減額する</p>
		交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続きは、1通につき 1050円
8 株主総会等指導		基本	31万5000円以上
		総会準備も指導する場合	52万5000円以上
9 現物出資等証明(商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の3第3項等に基づく証明)			<p>1件 31万5000円 ※出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額する</p>
10 簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)			<p>次により算定された額 給付金額が150万円以下の場合 3万1500円 給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2% ※損害賠償請求額の存否又はその額に争いがある場合には増減額する</p>

<p>11 任意後見及び財産管理・身上監護</p>	<p>(1)契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他(依頼者の財産管理又は身上監護にあたって)把握すべき事情等を調査する場合の手数料 1を準用する (2)契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬 (イ)日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合 月額5250円以上5万2500円以下 (ロ)上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 月額3万1500円以上10万5000円以下 但し、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受ける (3)契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料 1回あたり5250円以上3万1500円以下</p>
-------------------------------	--

顧問料	事業者の場合	月額5万2500円以上
	非事業者の場合	年額6万3000円以上(月額5250円)以上
日当	半日(往復2時間を 超え4時間まで)	3万1500円以上5万2500円以下
	一日(往復4時間を 超える場合)	5万2500円以上10万5000円以下

備考

①

特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は任意事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

算定可能な場合の算定基準

イ	金銭債権	債権総額(利息及び遅延損害金を含む)
ロ	将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額
ハ	継続的給付債権	債権総額の10分の7の額。但し、期間不定のものは、7年分の額
ニ	賃料増減額請求事件	増減分の7年分の額
ホ	所有権	対象たる物の時価相当額
ヘ	占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権	対象たる物の時価相当額の2分の1の額。但し、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
ト	建物についての所有権に関する事件	建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算した額
チ	地役権	承役地の時価の2分の1の額
リ	担保権	被担保債権額。但し、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
ヌ	不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記請求事件	ホ、ヘ、チ及びリに準じた額
ル	詐害行為取消請求事件	取消請求債権額。但し、取り消される法律行為の目的の価格が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価格
オ	共有分分割請求事件	対象となる持ち分の価格の3分の1の額。但し、分割の対象となる財産の範囲又は持ち分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持ち分の額
ワ	遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額。但し、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額
カ	遺留分減殺請求事件	対象となる遺留分の時価相当額。
ヨ	金銭債権についての民事執行事件	請求債権額。但し、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)

算定不能な場合の算定基準

800万とする。但し、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額する。経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬がある場合は増減額する。

②

境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう

③

調停事件は8に準ずる

④

事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く)をいう。起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受ける。

⑤

家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の監護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額する。逆送致事件は、刑事事件の1及び2による。